

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 4 7 3 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (2 1)

(原告ら準備書面 52 に対する認否反論)

平成 2 7 年 4 月 3 0 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



被告は、原告ら作成にかかる、平成 27 年 3 月 30 日付け準備書面 (52) に対し、次のとおり反論する。

第 1 準備書面 (52) について (家財賠償関係)

1 結論

否認ないし争う。

2 理由 (被告の算定方法の概要)

家財の「定型賠償」に関する被告の主張は、被告準備書面(11)で述べたとおり、本件事故発生時に対象区域内の住居に存する物品類のうち、持出しが不可能ないし著しく困難なものを対象に、詳細な個別の立証を要することなく、世帯構成と避難区域の種類に応じて賠償額を算定するものであり、経済産業省の公表した上記考え方 (乙 B 6 4) に準拠したものであって、適正妥当な算定方法である。

また、被告は、以上の家財に加えて、避難等にともなう管理不能等により 1 品あたりの購入金額が 30 万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、1 世帯あたり 20 万円を定額で追加賠償している。

さらに、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が上記「定型賠償」の金額および上記追加賠償の金額を超える場合については、「個別賠償」として超過分を賠償することとしている。

以上